

大阪高裁による不当判決弾劾！

労働者の権利と利益を守る闘いを強化する声明

5月16日、大阪高等裁判所第13民事部(黒野功久裁判長)は、J R 東海労大阪第二運輸所分会の大谷川公明さんが、年休の失効と違法な時季変更によって年休権が不当に侵害されたとしてJ R 東海(東海旅客鉄道株式会社)に対し損害賠償を求めた訴訟に対し、一審の不当判決に続く棄却判決を下した。ここに満腔の怒りを明らかにする。

J R 東海は、新幹線の乗務員の職場(大阪第二運輸所)における勤務の決まり方において、就業規則55条に「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する」と記載しているが、実際は乗務する5日前まで勤務を確定していない。時季指定した年休のうち、25日の勤務発表において年休として休める日もあれば、5日前まで年休として休めるのかどうか分からないまま放置されている。J R 東海会社においては、時季指定した年休が取れることが確定されていないのだ。また、時季指定した年休を公休・特休に指定し「時季指定がなかったものとして扱う」ことや、「仮の申し込み」などとして憲法で保証される労働から開放される労働者の権利を無視する取り扱いを行っている。

さらにその背景は、会社の慢性的な要員不足やあくなき効率化による労働者へのしわ寄せや安全軽視から身を休め、労働者が労働から解放され人間として回復されなければならない。しかし、年休が入らない、流れてしまうといった問題と、職場の労働者の声を代表する闘いとして2017年11月28日に提訴し原告を最先頭にして闘ってきた。

一方、東京地裁において共に闘っている裁判は、地裁の勝利判決を覆す高裁の不当判決が下された。画期的な地裁での勝利判決を良しとしない階級的な意思として現れたのだ。6名の原告全員は、現在も怒りをもって上告し闘いを牽引している。

私たちは裁判所での勝利のみを目指しているのではない。全ての労働者が働きやすい職場で、人間らしく生きていける権利を回復するために労働者の代表として闘っている。一審の判決文には年休権や憲法で保証される労働者の権利には一言も触れておらず、たった16ページの高裁判決文に現れているように判を押した内容である。最高裁は、「使用者は出来る限り労働者が請求した時季に年休を与えなければならない。そのような配慮すべき義務がある。」と判断していることに対して、東京、大阪の両高裁は反しているのだ。

私たちはこの間の闘いで、多くの学習と労働者として自覚することを学んだ。会社が労働者を騙し、企業としての利益を増やし続けている現実にも怒りを明らかにしてきた。会社に奪われていた権利を奪還するために全組合員で闘ってきたのだ。そして新たな仲間を増やしてきた。使用者は我々労働者が団結することに恐れをなすのだ。不当判決はこうした意志がはたらいだ結果である。

本日まで、多くの仲間の皆様のご協力を頂いたことに感謝を申し上げ、今後もJ R 総連の全国の仲間と共に、組織の団結、強化の闘いを継続する。そして職場での勝利を再度宣言し、不当判決を許さず、新たな闘いの場で全ての仲間との連帯強化を目指して闘っていくことをここに明らかにする。

2024年5月21日

J R 東海労働組合中央本部
新幹線関西地方本部
大阪運輸所分会